



清友短信

発行日 2025年2月12日

No. 107

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

令和7年度税制改正大綱の概要

令和7年度の税制改正大綱が閣議決定されました。

物価上昇、人手不足を背景に「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等へ対応していくことを重点事項としたうえで、基礎控除・給与所得控除の見直しや、中小企業者等に経営強化税制の拡充などが予定されています。今回は主な改正事項をご紹介します。

1. 法人課税関連

中小企業者等に対する軽減税率の延長等

- ・中小企業等の所得金額のうち、年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率の適用時期が2年間延長
- ・所得金額が年10億円を超える事業年度における年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率の引き上げ
改正前：15% → 改正後：17%
- ・グループ通算制度の適用を受ける法人について、中小企業者等に対する軽減税率の適用除外

■適用時期

令和7年4月1日以後に開始する事業年度

中小企業経営強化税制の見直し、延長

- ・生産性向上設備（A類型）に係る経営力向上の指標の見直し
- ・収益力強化設備（B類型）について、
 - ①投資計画における投資利益率の引き上げ
改正前：年平均5% → 改正後：年平均7%
 - ②売上高100億円超を目指す中小企業に対する拡充措置
対象設備に建物及び附属設備が追加
- ・デジタル化設備（C類型）の税制措置の終了と除外
- ・食品事業者等が活用しやすい仕組みの創設
- ・上記の措置を講じた上で、適用期限が2年間延長

■適用時期

令和9年3月31日までの間に取得し事業の用に供した資産

2. 個人所得税関連

基礎控除、給与所得控除の見直し

- ・基礎控除

合計所得金額が2,350万円以下である場合の控除額の引き上げ

改正前：48万円 → 改正後：58万円

- ・給与所得控除

最低保障額の引き上げ

改正前：55万円 → 改正後：65万円

- ・配偶者控除、扶養控除

配偶者の対象となる配偶者、及び扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件の引き上げ

改正前：48万円以下 → 改正後：58万円以下

- ・ひとり親控除

ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件の引き上げ

改正前：48万円以下 → 改正後：58万円以下

- ・勤労学生控除

勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額の要件の引き上げ

改正前：75万円以下 → 改正後：85万円以下

- ・家内労働者等の事業所得等の所得計算特例

必要経費に算入する金額の最低保障額の引き上げ

改正前：55万円 → 改正後：65万円

- ・特定親族特別控除（仮称）の創設

19歳から22歳までの大学生年代の子等（※）の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に、親等がその合計所得金額に応じて一定の控除を受けられる仕組みの導入

※次の全てを満たすもの

生計を一にしている者

配偶者、青色事業専従者等でない者

控除対象扶養親族でない者

■適用時期

令和7年分以後

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

- ・23歳未満の扶養親族がいる場合に、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額の引き上げ

改正前：4万円 → 改正後：6万円

- ・旧生命保険料控除及び上記の適用がある場合の適用限度額の引き上げ

改正前：4万円 → 改正後：6万円

※これ以外は改正前と同額の4万円

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は改正前と同額の12万円

■適用時期

令和8年分以後

3. 資産税関連

事業承継税制の役員就任要件、事業従事要件の緩和

・役員就任要件

改正前：贈与の日まで3年以上継続して役員であること

→ 改正後：贈与の直前において役員であること

■適用時期

令和7年1月1日以後の贈与より

4. 消費税関連

外国人旅行者向け免税制度の見直し

・免税方式の見直し（リファンド方式の導入）

○リファンド方式

免税店が免税対象物品を販売する際には、外国人旅行者に対して消費税相当額を含めた金額で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に、その消費税相当額を返金する方式

・一般品と消耗品費の区分の廃止

・同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装の廃止

・100万円（税抜）以上の免税対象物品について、商品を特定するための情報（シリアルナンバー等）の提供

■適用時期

令和8年11月1日以後